

理 由

最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営を図るため、農作物共済、収穫共済及び畑作物共済について、農業共済組合等がてん補方式を共済規程等で定めることができることとするとともに、乳牛の子牛及び胎児を家畜共済の共済目的に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。